

## ◆ 手術の施設基準に関する事項（医科点数表第2表第10部手術の通則の5及び6）

当院における手術件数は下記のとおりとなっております。

## ・区分1に分類される手術

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

## ・区分2に分類される手術

		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

## ・区分3に分類される手術

		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセウド甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

## ・区分4に分類される手術

		手術の件数
	卵管全摘出術	13
	子宮附属器癒着剥離術（両側）（腹腔鏡）	32
	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡）	118
	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	28
	腹腔鏡下腔式子宮全摘術	117
	子宮外妊娠手術	8

## ・ 他の区分に分類される手術

		手術の件数
人工関節置換術		0
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術		0
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの を含む。）及び体外循環を要する手術		0
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術		0